

業務改善助成金 セミナー

参加
無料

～ 賃金引上げの支援策として活用できる助成金 ～

「業務改善助成金」は、事業場内で最も低い賃金を30円以上引き上げ
生産性向上に資する設備投資等を行った場合に
その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

対象事業者

- ・ 中小企業／小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引下げなどの不交付要件事由がないこと

セミナー内容

- ・ 業務改善助成金の概要
- ・ 助成率／助成額
- ・ 申請手続きの流れ
- ・ 対象事業場
- ・ 活用事例
- ・ 必要書類等

気になる項目がありましたら、ぜひお申込みください！

対象となる
従業員は？

申請書の
書き方は？

時給換算額の
計算方法は？

対象となる
設備は？

業務改善の
効果は？

【会場】

新上五島町商工会 3階 会議室

南松浦郡新上五島町青方郷2303 TEL 0959-52-2446



【講師】

長崎働き方改革推進支援センター
センター事業専門家
社会保険労務士 塩見 英敏

【日時】

令和 7年 9月 2日 (火)

10:30～12:00 セミナー

13:00～14:00 個別相談会

申込締切
8/29(金)

申込書

必要事項をご記入いただき
FAX または E-MAIL でお申し込みください。

FAX 095-893-8271

会 社 名

業 種

住 所

T E L

申込者氏名

従業員数

セミナー後の個別相談を希望しますか？

希望する

・

希望しない

お問い合わせ

厚生労働省委託事業 長崎働き方改革推進支援センター

〒850-0036 長崎市五島町3-3 プレジデント長崎205

TEL 0120-168-610 FAX 095-893-8271



nagasaki@workstylereform.net



▲ HPからも
お申込みいただけます